

令和5年度 ふくおか課題解決応援プロジェクト

募集要項

社会福祉法人 福岡県共同募金会

「ふくおか課題解決応援プロジェクト」とは

本プロジェクトは、赤い羽根共同募金の一環として、従来の共同募金運動期間とは異なる1月から3月に地域や社会の解決したい課題や使いみち（テーマ）を明確にし、その課題解決に向けた募金活動を行い、地域課題の解決につなげていくものです。（地域課題解決型募金（テーマ型募金））

具体的には、課題解決の必要性や活動内容を住民に伝えながら、寄せられた寄付金で課題解決のための活動を行います。

団体にとっては、赤い羽根共同募金というしくみを活用し、解決したい課題を住民にアピールする機会となり、住民にとっては地域の課題を知り、寄付により課題解決のための活動を応援できる機会となります。県内の地域や社会の課題を皆で分かち合い、団体の活動の輪を広げる取組です。

1 実施主体

福岡県共同募金会

2 配分対象事業

福岡県内における地域や社会課題解決に向けて取り組む事業

ただし、次の事業は対象となりません。

- (1) 会員、構成員同士の親睦のみを目的としたもの
- (2) 特定の個人活動またはそれに類するもの
- (3) 国又は地方公共団体が設置または経営、もしくはその責任に属するとみなされるもの
- (4) 他団体または下部組織への助成を目的としたもの

3 配分対象団体

県内で活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）で、下記の要件を満たした団体とします。

- (1) 県内に活動拠点を置き、県域または複数の市町村を対象として活動すること。
※ 同じ課題解決のため、複数の団体が集まって組織した連合体も対象とします。
- (2) 団体としての活動実績が1年以上あること。
※ 複数の団体で組織した連合体は、各団体の活動実績が1年以上あれば対象とします。
- (3) 団体の運営に関する規則（会則・定款等）があること。
※ 複数の団体で組織した連合体は、各団体の規則があれば対象とします。

- (4) 団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (5) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 共同募金運動を通して、課題解決の必要性や団体の活動を広く住民に伝え、寄付者からの信頼に応えることができること。

4 配分対象経費

団体が行う課題解決のために直接要する経費とし、管理経費については対象外とします。

(1) 対象となるもの

旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、研修費、備品購入費（対象事業のみで使用するもの）、その他本会が必要と認める経費

(2) 対象とならないもの

団体の運営に関わる人件費、事務費、視察費、飲食費またはそれに類する費用

5 応募方法

(1) 申請書の提出

配分申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に本会へ提出してください。

※本会ホームページ(<https://fukuoka-kyobo.jp>)からダウンロードできます。

(2) 申請書受付期間

令和5年7月13日(木)から9月14日(木)まで

6 配分金額

1団体10万円を上限とします。

7 配分団体の決定

団体から提出された申請書等に基づき、配分委員会で協議のうえ、理事会・評議員会で決定します。決定後、配分を決定した団体（以下、配分決定団体）についてのみ文書で通知します。

8 事業実施

(1) 事業実施期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

(2) 事業報告

団体は事業実施期間終了後、1か月以内に事業報告書とありがとうメッセージを本会に提出してください。

9 配分金の送金

配分金は、配分決定団体からの実績報告の内容確認後に送金します。(精算払い)

10 スケジュール

内 容	時 期
配分申請書受付締切	令和5年9月14日まで
募金活動実施（本会）	令和6年1月～3月
配分団体決定	令和6年6月下旬
事業実施	令和6年7月～令和7年3月
事業報告	令和7年4月末まで

11 留意事項

本会では、各市区町村で10月から12月に各世帯を対象とした戸別募金や企業を対象とした法人募金及び職域募金を実施しているため、寄付者がこれらの募金と混同しないよう、十分に説明を行いながら募金活動を行います。

12 申請書提出・問い合わせ先

社会福祉法人 福岡県共同募金会

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp

ホームページ <https://fukuoka-kyoubo.jp>